

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の配分基準

農林水産省〔大臣官房環境バイオマス政策課長
農産局長〕通知
制定 令和3年12月27日 3環バ第146号
3農産第2374号

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和3年12月27日付け3環バ第144号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定める事業の実施に必要な交付金の配分基準については、次のとおりとする。

第1 都道府県配分額の決定

次に掲げる1により推進事業（別表1の1から4までに掲げる事業をいう。以下同じ。）、整備事業（別表1の5に掲げる事業をいう。以下同じ。）ごとに事業の予算額を配分し、算定された額を合計し、配分対象となる事業実施計画を特定した上で、各都道府県への配分額とする。

1 事業実施計画に対する評価に応じた配分

実施要綱第5の1及び2に規定する事業実施計画について、別表1の区分欄に掲げる事業ごとに、別表2に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、次に掲げる方法により算定された額を合計し、各都道府県へ配分する。

なお、評価項目に「不選定」の評価がある事業実施計画については、交付金の配分の対象としないこととする。

(1) 事業実施計画について、ポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に予算の範囲内で要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

(2) 同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、次のとおり配分する。

ア 推進事業内の同一事業の配分の場合

要望額の小さい順に予算の範囲内で配分する。なお、同一事業内において、複数の事業内容がある場合、イのとおり配分する。

イ 推進事業内の異なる事業の配分の場合

(ア) 推進事業の各事業及び同一事業内において、複数の事業内容がある場

- 合はその事業内容ごとに、要望額の小さい事業実施計画から順に並べた表を作成し、各事業の全ての事業実施計画の要望額の総額を算定する。
- (イ) (ア) で算定した事業ごとの要望額の総額を各事業の事業実施計画の数で割り算して平均要望額を算定する。
- (ウ) 各事業実施計画の要望額を (イ) で算定した平均要望額で割り算して得た全ての数値のうち、最も小さい数値順に順位付けを行う。
- (エ) (ウ) の順位付けに従い各事業ごとの配分順を決定する。
- (3) (2) により、配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該事業実施計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分する。

2 配分結果の公表

1 により配分した結果については、予算の要望があった都道府県に対して、次の項目を公表するものとする。

- (1) 都道府県別の要望件数
- (2) 都道府県別の配分対象件数

3 留意事項

- (1) 別表 2 に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する配点基準の内容と異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。
- (2) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合は、当該年度及び次年度において同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。）が認める場合は、この限りではない。

第 2 配分基準の考え方の見直し

本通知による配分基準の考え方については、事業の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 12 月 27 日から施行する。

別表 1

区	分
推進事業	
1	有機農業産地づくり推進緊急対策事業
2	グリーンな栽培体系への転換サポート
3	SDGs 対応型施設園芸確立
4	バイオマス地産地消対策（機械導入）
整備事業	
5	バイオマス地産地消対策（施設整備）

別表2（事業実施計画に対する評価の基準）

1 共通項目

評価項目及び配点基準		ポイント
有効性	① みどりの食料システム戦略に掲げたK P I（重要業績評価指標）に貢献する取組となっているか。 ア K P I達成に貢献する取組となっている。 イ K P I達成に貢献する取組となっていない。	3 不選定
実現性	② 事業実施内容が、設定した目標の達成に資するものとなっており、適正に実施する体制及び能力を有し、役割分担、責任体制が明確となっているか。 ア 目標の達成、実現性の観点から適当と認められる。 イ 目標の達成、実現性の観点から適当でない。	3 不選定
先進性	③ 事業実施内容が地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できるか。 ア 地域農業や地域経済への将来的な波及効果が期待できる。 イ 地域農業や地域経済への将来的な波及効果が期待できない。	3 不選定
普及性	④ 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できるか。 ア 地域に広く普及することが期待できる。 イ 地域に広く普及することが期待できない。	3 不選定
加算措置		
関連性	⑤ 本交付金の複数の事業メニューを活用することにより、相乗効果が期待できる取組	1
地域戦略	⑥ 地方公共団体が策定する環境負荷軽減に資する基本計画・ビジョン等に基づく事業実施計画	3

2 事業別項目

1) 有機農業産地づくり推進緊急対策事業

評価項目及び配点基準		ポイント
⑦-1 有機農業面積拡大 (8点満点)	以下のア～キからいずれか1つ選択する。	
ア 有機農業の 面積拡大 (稲)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積	8
	a 10ha 以上	6
	b 7ha 以上	4
	c 4ha 以上	2
イ 有機農業の 面積拡大 (麦・大豆・雑穀)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積	8
	a 5ha 以上	6
	b 3ha 以上	4
	c 2ha 以上	2
ウ 有機農業の 面積拡大 (いも類・露地野菜)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積	8
	a 2ha 以上	6
	b 1.5ha 以上	4
	c 1ha 以上	2
エ 有機農業の 面積拡大 (茶)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積	8
	a 2ha 以上	6
	b 1.5ha 以上	4
	c 1ha 以上	2
	d 0.5ha 以上	

	オ 有機農業の面積拡大 (果樹)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積 a 1ha 以上 b 0.7ha 以上 c 0.5ha 以上 d 0.3ha 以上	8 6 4 2
	カ 有機農業の面積拡大 (施設園芸)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積 a 1ha 以上 b 0.7ha 以上 c 0.5ha 以上 d 0.3ha 以上	8 6 4 2
	キ 有機農業の取組面積割合拡大	事業実施計画に記載した実施地域における有機農業の取組面積割合を、有機農業実施計画の目標年次までに拡大 a 20 ポイント以上 b 15 ポイント以上 c 10 ポイント以上 d 5 ポイント以上	8 6 4 2
⑦-2 有機販売量拡大 (8点満点)			
	有機農業で生産された農産物等の販売数量	事業実施計画に記載した実施地域における有機農産物等の販売数量 (原則として重量とする) を有機農業実施計画の目標年次までに現在の有機農産物等の販売数量から拡大 a 11 ポイント以上 b 7 ポイント以上 c 5 ポイント以上 d 3 ポイント以上	8 6 4 2
⑦-3 有機農業者増加			
	ア 有機農業に取り組む農業者数	以下のア、イの中から1つ選択する。(8点満点) 事業実施計画に記載した実施地域における有機農業者数を有機農業実施計画の目標年次までに現在の有機農業者数から拡大 a 5人以上 b 3人以上 c 2人以上	8 6 4

	d 1人以上	2
イ 有機農業に取り組む農業者の割合	事業実施計画に記載した実施地域における有機農業者の割合を有機農業実施計画の目標年次までに拡大	8
	a 5%以上	6
	b 3%以上	4
	c 2%以上	2
	d 1%以上	
⑧-1 有機農業の取組内容（2点満点）		
国際的に行われている有機農業	国際的に行われている有機農業の取組が含まれている事業実施計画書	2
⑧-2 地域を巻き込んだ取組（2点満点）		
複数取組の実施	取組内容が3項目以上となっている事業実施計画書	2

2) グリーンな栽培体系への転換サポート

評価項目及び配点基準		ポイント
⑦ 取組ポイント (24点満点)	i) 環境負荷軽減の取組と ii) 省力化に資する技術から1項目ずつ選択し、24点満点となるように加算する。	
i) 環境負荷軽減の取組 (15点満点)	以下のア～クからいずれか一つ選択する。 なお、事業実施計画において、複数の環境負荷軽減の取組を実施することとしている場合は、主に検証する取組内容に近いものを選択する。この場合、取組ポイントを2ポイント加算する（アを選択する場合を除く）。	
ア 有機農業	事業実施計画における取組内容が、有機農業の栽培体系を検討する取組となっているか。 a 有機農業の栽培体系を検討する内容となっている。	15
イ 化学農薬の使用量低減	事業実施計画における取組内容が、現在の栽培体系から化学農薬の使用量を低減する栽培体系を検討する取組となっている。 a 次の1)～6)のうち、2つ以上の取組となっている。	13
	b 次の1)～6)のうち、いずれか1つ	11

	<p>の取組となっている。</p> <p>(1) 土壌くん蒸剤による人や環境に対するリスクをより下げる栽培体系の検討</p> <p>(2) 化学農薬以外の防除方法を取り入れ、化学農薬の人や環境に対するリスクをより下げる栽培体系の検討</p> <p>(3) 化学農薬の使用回数の低減により、化学農薬の人や環境に対するリスクをより下げる栽培体系の検討</p> <p>(4) 化学農薬の有効成分数の低減により、化学農薬の人や環境に対するリスクをより下げる栽培体系の検討</p> <p>(5) 人や環境に対するリスクがより低い代替農薬への切替の検討</p> <p>(6) 人や環境に対するリスクがより低い化学農薬散布技術の導入の検討</p> <p>ただし、有効成分での使用量とADIを基としたリスク換算係数をかけたリスク換算値が、現在の栽培体系から増加する取組については取組の対象としない。</p>	
ウ 化学肥料の使用量低減	<p>事業実施計画における取組内容が、現在の栽培体系から化学肥料の使用量を低減する栽培体系を検討する取組となっている。</p> <p>a 有機質資材の取り入れ又は局所施肥技術の取り入れにより、化学肥料の使用量を低減する栽培体系を検討</p> <p>b 現在の栽培体系から更に化学肥料の使用量を低減する栽培体系の検討</p>	<p>13</p> <p>11</p>
エ 温室効果ガスの削減 (メタンの排出削減)	<p>事業実施計画における取組内容が、水田からのメタンの排出削減に資する技術を1つ以上取り入れた栽培体系を検討する取組となっている。なお、中干し期間の延長又は秋耕のいずれか1つ以上に取り組むこと。</p> <p>a 2つ以上</p> <p>b 1つ</p>	<p>13</p> <p>11</p>
オ 温室効果ガスの削減 (CO2、N2Oの排出削減)	<p>事業実施計画における取組内容が、CO2の削減に資する技術、N2Oの削減に資する技術を1</p>	

	つ以上取り入れた栽培体系を検討する取組となっている。 a 2つ以上 b 1つ	13 11
カ 温室効果ガスの削減 (バイオ炭の利用)	事業実施計画における取組内容がバイオ炭施用を新たに取り入れることを検討する取組となっている。 a 地域内の未利用資源を原料としたバイオ炭を施用する栽培体系を検討 b バイオ炭を施用する栽培体系を検討	13 11
キ 温室効果ガスの削減 (石油由来資材からの転換)	事業実施計画において検証しようとする温室効果ガスの削減に資する技術について、カーボンニュートラルへの貢献を目指して石油由来資材からバイオマス由来資材への転換を検討する取組となっていること。 a バイオマス由来資材に転換、又は石油由来資材を使用しない代替技術による栽培体系を検討 b バイオマス由来を含む資材に転換する栽培体系を検討	13 11
ク 温室効果ガスの削減 (プラスチック被覆肥料対策)	事業実施計画における取組内容が、プラスチック被覆肥料の使用量低減又はプラスチック被覆肥料殻の流出防止に資する技術を新たに取り入れることを検討する取組となっている。 a 代替技術によりプラスチックコーティング肥料の使用量を低減する栽培体系を検討する取組となっている。 b プラスチック被覆肥料殻のほ場外への流出を防止する栽培体系を検討する取組となっている。	13 11
ii) 省力化に資する技術 (9点満点)	事業実施計画において取り組むこととしている省力化に資する技術について、期待される効果に近いもの又は取り入れる技術数に応じて、次のア～エからいずれか1項目選択する。	
ア 作業時間低減	事業実施計画において取り入れることとしている省力化技術について、導入する作業工程における導入する作業工程における10a当たり作業時間の低減割合の見込み*が5%以上低減	

	<ul style="list-style-type: none"> a 35%以上 b 30%以上 c 25%以上 d 20%以上 e 15%以上 f 10%以上 g 5%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 9 8 7 6 5 4 3
イ 作業工程削減	<p>事業実施計画において取り入れることとしている省力化技術を導入することで、栽培体系における作業工程の削減見込みが1工程以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> a 3工程以上 b 2工程以上 c 1工程以上 <p>※耕起と播種を同時に行う場合も2工程→1工程（1工程減）と考える。</p> <p>※IPMを取り入れることで農薬散布等の回数が削減される場合は、削減された回数分、工程削減と考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 9 7 5
ウ 作業人員削減	<p>事業実施計画において取り入れることとしている省力化技術について、導入する作業工程における作業人員が1割以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> a 5割以上 b 3割以上 c 1割以上 	<ul style="list-style-type: none"> 9 7 5
エ 技術数	<p>事業実施計画において取り入れることとしている省力化技術が1つ以上</p> <ul style="list-style-type: none"> a 新たに取り入れる技術が3つ以上 b 新たに取り入れる技術が2つ c 新たに取り入れる技術が1つ d 既に先端技術*を取り入れている <p>※ロボット、AI、ICT等の先端技術</p> <p>※ア～ウの技術については、先端技術に限らない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 9 7 5 3
⑧ 普及目標ポイント (4点満点)	<p>次のア～ツからいずれか一つ選択する。複数の品目で取組を実施する場合は、主に検証する品目の面積を選択する。</p>	

<p style="text-align: center;">ア 稲 (有機農業)</p>	<p>産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積</p> <p>a 10ha 以上 b 7ha 以上 c 4ha 以上 d 1ha 以上 e 1ha 未満</p>	<p style="text-align: center;">4 3 2 1 0</p>
<p style="text-align: center;">イ 稲 (有機農業以外)</p>	<p>産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積</p> <p>a 70ha 以上 b 50ha 以上 c 30ha 以上 d 10ha 以上 e 10ha 未満</p>	<p style="text-align: center;">4 3 2 1 0</p>
<p style="text-align: center;">ウ 麦・豆類・そば (有機農業)</p>	<p>産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積</p> <p>a 4ha 以上 b 3ha 以上 c 2ha 以上 d 1ha 以上 e 1ha 未満</p>	<p style="text-align: center;">4 3 2 1 0</p>
<p style="text-align: center;">エ 麦・豆類・そば (有機農業以外)</p>	<p>産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積</p> <p>a 20ha 以上 b 15ha 以上 c 10ha 以上 d 5ha 以上 e 5ha 未満</p>	<p style="text-align: center;">4 3 2 1 0</p>
<p style="text-align: center;">オ いも類・露地野菜 (有機農業)</p>	<p>産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積</p> <p>a 2ha 以上 b 1.5ha 以上 c 1ha 以上</p>	<p style="text-align: center;">4 3 2</p>

	d 0.5ha 以上 e 0.5ha 未満	1 0
カ いも類・露地野菜 (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積 a 15ha 以上 b 10ha 以上 c 5ha 以上 d 1ha 以上 e 1ha 未満	4 3 2 1 0
キ 茶 (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積 a 2ha 以上 b 1.5ha 以上 c 1ha 以上 d 0.5ha 以上 e 0.5ha 未満	4 3 2 1 0
ク 茶 (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積 a 10ha 以上 b 7ha 以上 c 4ha 以上 d 1ha 以上 e 1ha 未満	4 3 2 1 0
ケ 果樹 (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積 a 1ha 以上 b 0.7ha 以上 c 0.4ha 以上 d 0.1ha 以 e 0.1ha 未満	4 3 2 1 0
コ 果樹 (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積	

	a 10ha 以上 b 7ha 以上 c 4ha 以上 d 1ha 以上 e 1ha 未満	4 3 2 1 0
サ 施設園芸 (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積 a 1ha 以上 b 0.7ha 以上 c 0.4ha 以上 d 0.1ha 以上 e 0.1ha 未満	4 3 2 1 0
シ 施設園芸 (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積 a 7ha 以上 b 5ha 以上 c 3ha 以上 d 1ha 以上 e 1ha 未満	4 3 2 1 0
ス その他 (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積 a 1ha 以上 b 0.7ha 以上 c 0.4ha 以上 d 0.1ha 以上 e 0.1ha 未満	4 3 2 1 0
セ その他 (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積 a 10ha 以上 b 7ha 以上 c 4ha 以上 d 1ha 以上 e 1ha 未満	4 3 2 1 0

<p>ソ 有機農業面積 拡大割合</p>	<p>産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積の割合が、現在、環境にやさしい栽培体系に取り組む面積の割合から拡大。</p> <p>a 20ポイント以上 b 15ポイント以上 c 10ポイント以上 d 5ポイント以上 e 5ポイント未満</p> <p>※現在、取組を行っていない場合は、現状を0%としてカウントする。</p>	<p>4 3 2 1 0</p>
<p>タ 有機農業以外 面積拡大割合</p>	<p>産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積の割合が、現在、環境にやさしい栽培体系に取り組む面積の割合から拡大。</p> <p>a 40ポイント以上 b 30ポイント以上 c 20ポイント以上 d 10ポイント以上 e 10ポイント未満</p> <p>※現在、取組を行っていない場合は、現状を0%としてカウントする。</p>	<p>4 3 2 1 0</p>
<p>チ 野菜 (加工・業務向け割合)</p>	<p>産地において、事業計画に記載した、産地戦略の目標年次における、グリーンな栽培体系に取り組む当該品目の全出荷量に占める加工・業務向けの割合を5ポイント以上増加。</p> <p>a 20ポイント増加 b 15ポイント増加 c 10ポイント増加 d 5ポイント増加 e 5ポイント未満</p> <p>※現在、取組を行っていない場合は、現状を0%としてカウントする。</p>	<p>4 3 2 1 0</p>
<p>ツ 果樹 (加工・業務向け割合)</p>	<p>産地において、事業計画に記載した、産地戦略の目標年次における、グリーンな栽培体系に取り組む当該品目の全出荷量又は全栽培面積に</p>	

	占める加工・業務用向けの割合を3ポイント以上増加。	
	a 12ポイント以上増加	4
	b 9ポイント以上増加	3
	c 6ポイント以上増加	2
	d 3ポイント以上増加	1
	e 3ポイント未満	0
	※現在、取組を行っていない場合は、現状を0%としてカウントする。	

3) SDG s 対応型施設園芸確立

評価項目及び配点基準		ポイント
⑦ 化石燃料削減に繋がる施設園芸確立に向けた取組の波及効果		(14点満点)
新技術	ア 実施要綱別記3第1の1(4)の新技術の導入による実証において、従来の栽培様式と比較して化石燃料使用量を50%以上低減	
	a 75%以上～100%以下	7
	b 50%以上～75%未満	5
	c 50%未満	0
モデル産地の農業者の構成人数	イ モデル産地を育成するため、農業者が協議会に十分な人数参画しているか。該当する取組みに応じて、(1)又は(2)より選択する。	
	(1) 実施要綱別記3第1の1(5)省エネ機器設備・資材の導入に取り組まない場合、2戸以上参画	
	a 5戸以上	7
	b 4戸以上	5
	c 3戸以上	3
	d 2戸以上	1
	(2) 実施要綱別記3第1の1(5)省エネ機器設備・資材の導入に取り組む場合、5戸以上参画	
	a 20戸以上	7
b 15戸以上	5	
c 10戸以上	3	
d 5戸以上	1	

⑧ モデル産地で掲げる成果目標		(14 点満点)
成果目標の水準 (脱炭素化への農業経営の転換)	ア 成果目標の水準について、以下 (1) 及び (2) の各々を合計したポイントとする。ただし、協議会内で複数品目において成果目標を定める場合は、各々ポイントの高い品目を採択ポイントとする。	
	(1) 化石燃料 (A重油等) の使用量の 15%以上の削減	
	a 60%以上	7
	b 45%以上	5
	c 30%以上	3
	d 15%以上	1
	(2) 単収当たりの化石燃料 (A重油等) 使用量の 15%以上の削減	
	a 60%以上	7
	b 45%以上	5
	c 30%以上	3
d 15%以上	1	

4) バイオマス地産地消対策 (機械導入)

評価項目及び配点基準		ポイント
⑦ 関連性・継続性		
関連性	ア 他の施策と連携している取組であるか。次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。(複数選択不可)	
	a 事業実施地域の所在する市町村が策定する「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクトと連携している。	7
	b 次に掲げるいずれかの施策等と連携している。	5
	(1) 事業実施地域の所在する都道府県が策定する「都道府県バイオマス活用推進計画」(類似の計画を含む。)に位置付けられた取組	
	(2) 事業実施地域の所在する市町村が策定する「市町村バイオマス活用推進計画」(類似の計画を含む。)に位置付けられた取組	
	(3) 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープランに位置付けられた取組	
	(4) 「バイオ戦略」に基づき選定された地域バイオコミュニティの形成に資する取組	
	(5) 事業実施地域の所在する市町村が策定する農山漁村再生可能エネルギー法(平成25年法律第81号)に基づく基本計画に位置付けられた取組	
	c (a) 又は (b) のいずれにも属さない場合において、事業実施計画	3

	書に、事業実施地域の属する都道府県内において他団体の模範となるような複数の具体的波及効果に関する記載がある。	
継続性	<p>イ 単発的な活動でなく、事業の継続性は見られるか。</p> <p>a バイオマス地産地消に係る事業の継続性が十分期待できる。</p> <p>b バイオマス地産地消に係る事業の継続性が概ね期待できる。</p> <p>c 事業の継続性が期待できない。</p>	<p>7</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
⑧ 地域性・生産性		
地域性	<p>ア 事業内容が地域内のバイオ液肥活用の推進や地域の災害レジリエンス強化など、地域に裨益する成果が見込まれるか。</p> <p>a 地域住民や自治体と連携がとれ、十分な裨益効果が期待される。</p> <p>b 地域住民や自治体等との連携がとれ、ある程度の裨益効果が期待される。</p> <p>c 地域への裨益効果が期待できない。</p>	<p>7</p> <p>3</p> <p>0</p>
生産性	<p>イ 事業内容について、生産性が、見られるか。次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可）</p> <p>a 事業内容について、バイオ液肥が複数の作物種や複数の農家に活用される取組となっているか。</p> <p>(1) バイオ液肥が複数の作物種及び複数の農家へ活用される取組となっている。</p> <p>(2) バイオ液肥が複数の作物種あるいは複数の農家へ活用される取組となっている。</p> <p>(3) バイオ液肥が複数の作物種あるいは複数の農家へ活用される取組となっていない。</p> <p>b 事業内容について、災害時に自家消費のみならず、他の公共施設や農業施設等にエネルギーを活用される取組となっているか。</p> <p>(1) 災害時に自家発電のみならず、複数の公共施設や農業施設等に活用される取組となっている。</p> <p>(2) 災害時に自家発電のみならず、公共施設や農業施設等に活用される取組となっている。</p> <p>(3) 災害時に自家発電のみならず、公共施設や農業施設等に活用される取組となっていない。</p>	<p>7</p> <p>3</p> <p>0</p> <p>7</p> <p>3</p> <p>0</p>

4) バイオマス地産地消対策（施設整備）

評価項目及び配点基準		ポイント
⑦ 関連性		
関連性	<p>ア 他の施策と連携している取組であるか。次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可）</p> <p>a 事業実施地域の所在する市町村が策定する「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクトと連携している。</p> <p>b 以下に掲げるいずれかの施策等と連携している。</p> <p>（1）事業実施地域の所在する都道府県が策定する「都道府県バイオマス活用推進計画」（類似の計画を含む。）に位置付けられた取組</p> <p>（2）事業実施地域の所在する市町村が策定する「市町村バイオマス活用推進計画」（類似の計画を含む。）に位置付けられた取組</p> <p>（3）「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープランに位置付けられた取組</p> <p>（4）「バイオ戦略」に基づき選定された地域バイオコミュニティの形成に資する取組</p> <p>（5）事業実施地域の所在する市町村が策定する農山漁村再生可能エネルギー法（平成25年法律第81号）に基づく基本計画に位置付けられた取組</p> <p>c （a）又は（b）のいずれにも属さない場合において、事業実施計画書に、事業実施地域の属する都道府県内において他団体の模範となるような複数の具体的波及効果に関する記載がある。</p>	<p>7</p> <p>5</p> <p>3</p>
	⑧ 安定性・確実性	
安定性	<p>ア 事業実施主体の財務状況基盤は安定しているか（（1）から（3）までのいずれかを選択すること。）</p> <p>a 事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であり、事業実施に伴い事業実施主体に発生する債務について事業実施主体の親会社等の保証が得られていない場合</p> <p>（1）事業実施主体の直近の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。</p> <p>（2）事業実施主体の直近3年の経常損益のうち1年以上黒字であり、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。</p> <p>（3）事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続赤字となっている。又は、直近の決算において債務超過となっている。</p> <p>b 事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であり、事業実施に伴い事業実施主体に発生する債務について事業実施主体の親会社等の保証が得られている場合</p>	<p>4</p> <p>2</p> <p>不選定</p>

	<p>(1) 親会社等の直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。</p> <p>(2) 親会社等の直近3年の経常損益のうち1年以上黒字、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。(アは除く)</p> <p>(3) 親会社等の直近3年の経常損益が3年連続赤字となっている。又は、直近の決算において債務超過となっている。</p> <p>c a及びb以外の場合</p> <p>(1) 事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。又は、事業実施主体が地方公共団体である。</p> <p>(2) 事業実施主体の直近3年の経常損益のうち1年以上が黒字、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。(アは除く)</p> <p>(3) 事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続赤字となっている。又は、直近の決算において債務超過となっている。</p>	<p>4</p> <p>2</p> <p>不選定</p> <p>4</p> <p>2</p> <p>不選定</p>
確 実 性	イ 事業実施要件は具備されているか。	
	a 融資機関等との協議により資金調達計画ができており、かつ、契約書等により、施設用地が確保されている。	5
	b 融資機関等との協議により資金調達計画ができており、かつ、施設用地の交渉中であり、確保される見込みがある。	2
	c 資金調達計画ができていない、又は、施設用地の確保が見込まれない。	不選定
	ウ 原料の調達(調達体制)は確立されているか。	
	a 計画量の全量に対し、原料調達先や原料の収集・運搬者との間で、契約書や同意書等により調達の確約がとれている。	4
b 計画量の一部に対し、原料調達先や原料の収集・運搬者との間で契約書や同意書等により調達の確約がとれており、それ以外からも今後調達する見込みがある。	2	
c 原料調達先や原料の収集・運搬者との間で、契約書や同意書等による調達の確約がとれていない。	不選定	
エ 製造された製品等(副産物を含む。)の販路、利用先の確保はされているか。		
a 計画量の全量に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用の確約がとれている。	4	
b 計画量の一部に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用の確約がとれており、それ以外についても、今後、販売・利用する見込みがある。	2	
c 販売先や利用先との間で、契約書や同意書等による販売・利用の確約がとれていない。	不選定	

	<p>オ 事業を適格に実施するための専門性はあるか。</p> <p>a 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者の他、専門的知見、経験等を有した技術者を配置している。</p> <p>b 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者はいないが、技術者を配置しているか、又は他の事業者等の技術協力が得られる体制となっている。</p> <p>c 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した者がおらず、かつ技術協力が得られる体制にない。</p>	<p>4</p> <p>1</p> <p>不選定</p>
--	--	------------------------------